

地域再生基本方針の一部変更について

平成27年8月28日
閣議決定案

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

1の1）中「一方、地方創生においては、地方が自ら考え、責任をもって取り組むことが何よりも重要であることから」を「また」に、「推進することが強く期待されている」を「地方が自ら考え、責任をもって取り組む事業の本格的な実施を進めているところである」に改める。

2中「可能性がある。」の次に次のように加える。

このうち、地方においては、雇用機会が少ないことや都市部と比較して所得が低いことを背景として、若者を中心とした人口流出に歯止めがかかっていないため、都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行している。

このため、地方での安定した良質な雇用の創出や地方全体の雇用の拡大の推進に寄与する事業者の地方における本社機能の強化を図っていくことが必要であり、特に東京一極集中の是正及び人口減少対策の観点から、東京から地方への本社機能の移転を推進する必要がある。

また、中山間地域等においては、高齢化・人口減少に伴い、買い物や医療・福祉など、住民の日常生活に必要な様々なサービス機能の提供に支障が生じてきていることから、基幹となる集落に生活サービス機能や地域活動の場等を集約・確保し、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成を図ることにより、持続可能な地域づくりを推進する必要がある。

2中「特に農山漁村地域」を「さらに、農山漁村地域」に改め、「雇用機会が少ないことや都市部と比較して所得が低いことを背景として、若者を中心とした人口流出に歯止めがかかっていないため、都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行している。このため」、「農山漁村における」及び「また、東日本大震災の影響等から、再生可能エネルギー・省エネルギー、環境・リサイクル等に配慮したまちづくり、地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める取組等が求められている。こうした課題は、全国的に各地域に共通して重要な課題であり、持続可能で活力ある地域の形成を図るためには、地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成や、地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した

産業の振興といった、政策課題の解決を通じて、地域再生を進めることが重要である。このため、地方公共団体等が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題については、特定政策課題として国が提示し、その解決に資する事業（以下「特定地域再生事業」という。）に対し国が重点的かつ総合的な支援策を講ずる。」を削る。

2の4)中「特定地域再生事業」を「特定政策課題の解決に資する事業（以下「特定地域再生事業」という。）」に改め、「、地域活性化統合本部会合の下」を削る。

2の5)中「第5条第15項」を「第5条第16項」に改める。

2の6)①ハ中「構造改革特区制度」を「構造改革特区制度等」に改め、「、総合特区の指定手続」を削る。

4の1)中「第5条第15項各号」を「第5条第16項各号」に改め、同①及び③中「であること。」を「であること」に改め、同③イ中「高いこと。」を「高いこと」に改める。

4の3)①ロ中「5)⑦、⑧及び⑨」を「5)⑪、⑫及び⑬」に改め、同①ハ中「5)⑨の産業集積形成等基本計画の同意の手続の特例を活用した地域再生計画の認定申請等をする場合にあっては、都道府県及び市町村の共同で行われる」を「法第5条第4項第4号に掲げる事項が記載された地域再生計画の認定申請をする場合にあっては、都道府県が単独で又は都道府県と市町村が共同で行うものとし、同項第5号、第6号及び第8号に掲げる事項が記載された地域再生計画の認定申請をする場合にあっては、市町村が単独で又は都道府県と市町村が共同で行うものとする。また、同項第11号に掲げる事項が記載された地域再生計画の認定申請等をする場合にあっては、都道府県及び市町村が共同で行う」に改め、同①チ中「第5条第11項」を「第5条第12項」に改め、同②を次のように改める。

② 地域再生計画の記載事項

イ 地域再生計画の記載事項は、法第5条第2項から第4項まで及び内閣府令で定めるとおりである。

ロ なお、同条第4項第1号イ、ロ又はハの事業として記載できる事項は、それぞれ法第13条第2項の交付金の種類ごとに定める施設の範囲に限るものとする。

ハ 法第5条第4項第4号に掲げる事項を記載する場合にあっては、都道府県が単独で又は都道府県と市町村が共同で、次に掲げる事業に応じて、地方活力向上地域をそれぞれ設定するものとする。

a. 法第17条の2第1項第1号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域

地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域として、事業者の本社機能の移転又は強化の円滑な実施を図るため、以下のような事業環境の整備が一体的に行われる地域であることとする。

- i) 用地・施設の整備状況に関する情報の開示
- ii) 事業者の本社機能の移転又は強化に関する手続に係るワンストップ窓口の設置
- iii) 事業者の本社機能の移転又は強化に係る人材育成・人材確保施策の実施
- iv) 事業者の本社機能の移転又は強化を図るための独自の助成措置や規制緩和等の実施
- v) その他の事業者の本社機能の移転又は強化を促進するための取組

なお、地域の設定に当たっては、地域の事業環境の整備状況や地域産業の特性、都道府県及び市町村が実施する支援措置や事業内容等に応じて、地域再生計画の目標を達成するために効率的かつ効果的な地域を適切に定めることとする。

- b. 法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域都市機能の集積や地域連携等の状況を勘案しつつ、地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）第 26 条に掲げる要件の全てに該当する地域であることとする。

なお、近接する複数の市町村にまたがる地域を設定する場合の同条第 1 号の要件については、特に次のいずれかを満たすことを前提として地域を定めることとする。

- i) 鉄道や幹線道路の同一沿線上であるなど主要な交通施設の整備が一体的に進められていることが認められる地域であること
- ii) 広域都市計画区域を設定しているなど一体的な都市整備が進められていることが認められる地域であること

- ニ また、法第 5 条第 2 項第 2 号に掲げる事項には同条第 4 項各号に定める事項のほか、6) に定める支援措置を活用して行う事業を記載することができる。

- ホ このほか、下記の事項に従って地域再生計画を作成する必要がある。

- a. 法令等を遵守しているものであること
- b. 地域再生を図るために行う事業が効率的なものであること

なお、法第 5 条第 3 項で定める地域再生計画の目標を定める場合には 1 の「地域再生の意義及び目標」に適合し、地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定するものとする。

- ヘ また、地方公共団体が、地域再生基本方針に定める支援措置のほか、構造改革特別区域基本方針別表 1 に定める特例措置を活用する場合は、当該特例措置を記載した構造改革特別区域計画を、中心市街地の活性化を図るための

基本的な方針に定める支援措置等を活用する場合は、当該措置を記載した中心市街地活性化基本計画を作成し、一括して認定を申請することができるものとする。

4の3)④中「第5条第15項」を「第5条第16項」に、「第5条第16項」を「第5条第17項」に改める。

4の5)⑤中「地方財政法」の下に「(昭和23年法律第109号)」を加え、同⑫を同⑯とし、同⑪を同⑮とし、同⑩中「補助金等適正化法」を「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」に改め、同⑩を同⑭とし、同⑨中「第17条の7」を「第17条の20」に、「第5条第4項第7号」を「第5条第4項第11号」に、「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同⑨を同⑬とし、同⑧中「第17条の6」を「第17条の19」に、「第5条第4項第6号」を「第5条第4項第10号」に、「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同⑧を同⑫とし、同⑦中「第17条の5」を「第17条の18」に、「第5条第4項第5号」を「第5条第4項第9号」に、「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同⑦を同⑪とし、同⑥を次のように改め、同⑥を同⑩とする。

⑥ 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例

イ 法第17条の15第1項により、認定市町村は、都道府県知事や都道府県農業会議等を加えた地域再生協議会における協議を経て、地域農林水産業振興施設整備計画を作成することができる。

ロ 法第17条の16第1項及び第2項により、都道府県知事が同意した地域農林水産業振興施設整備計画(以下「同意地域農林水産業振興施設整備計画」という。)に従い、事業実施主体が、地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合又は農地若しくは採草放牧地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第4条第1項又は第5条第1項に定める農地等の転用等に係る許可があったものとみなすこととする。

ハ 法第17条の17により、同意地域農林水産業振興施設整備計画に記載された地域農林水産業振興施設の用に供する土地を、農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に定める農用地区域からの除外要件を適用しないこととする。

4の5)⑤の次に次のように加える。

⑥ 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例

イ 認定を受けた都道府県の知事(以下「認定都道府県知事」という。)は、法第17条の2第3項により、事業者が作成した地方活力向上地域特定業務施

設整備計画について、同項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該地方活力向上地域特定業務施設整備計画を認定することができる。

- ロ 法第 17 条の 3 により、認定都道府県知事による認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施に必要な資金を社債発行及び借入れにより調達する場合に、独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証制度を活用することができるものとする。
- ハ 法第 17 条の 4 により、認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、取得等した建物及びその附属設備並びに構築物について、その事業の用に供した場合に、課税の特例を適用する。
- ニ 法第 17 条の 5 により、認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において従業員を増加させた場合に、課税の特例を適用する。
- ホ 法第 17 条の 6 により、総務省令で定める地方公共団体が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者について、当該施設に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について不均一課税を行った場合、その減収額の一部を普通交付税により補填する。

⑦ 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置

- イ 認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、法第 17 条の 7 により、都道府県知事や地域住民の代表者等を加えた地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載された集落生活圏（自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等を含む一定の地域をいい、市街化区域等を除く。以下同じ。）について、地域再生土地利用計画を作成することができる。

当該計画には、地域再生拠点を形成するために集落福利等施設（教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設その他の集落生活圏の住民の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設又は地域農林水産業振興施設その他の集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設をいう。以下同じ。）の立地を誘導すべき区域（以下「地域再生拠点区域」という。）及び当該地域再生拠点区域にその立地を誘導すべき集落福利等施設（以下「誘導施設」という。）、農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用（以下「農用地等の保全及び利用」という。）を図る区域（以下「農用地等保全利用区域」という。）等を記載するものとする。

- ロ 法第 17 条の 8 により、地域再生土地利用計画に記載された集落生活圏の区域内における誘導施設に係る開発・建築行為（地域再生拠点区域内で行われるものを除く。）又は地域再生拠点区域内におけるその他の開発・建築行為

等を行おうとする者は、認定市町村の長に届け出なければならないものとする。認定市町村の長は、地域再生拠点の形成を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該行為の場所又は設計の変更等を勧告することができるものとするとともに、当該勧告をした場合において、必要があると認めるときは、地域再生拠点区域内の土地の取得等のあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハ 法第 17 条の 9 により、認定市町村は、地域再生土地利用計画に記載された農用地等保全利用区域において、農用地等の所有者等に対し、農用地等の保全及び利用を図るために必要な情報提供等の援助を行うものとする。認定市町村の長は、農用地等保全利用区域内の農用地等の所有者等が地域再生土地利用計画に即して利用を行っておらず、又は行わないおそれがあると認められる場合で、地域再生土地利用計画の達成のため必要があると認めるときは、当該所有者等に対して勧告することができるものとする。

ニ 地域再生土地利用計画に地域再生拠点区域内における誘導施設を整備する事業に関する事項を記載し、都道府県知事の同意を得たときは、法第 17 条の 10、第 17 条の 11 及び第 17 条の 12 により、当該事業により整備される誘導施設（以下「整備誘導施設」という。）に関して以下の特例を適用することとする。

a. 都道府県知事が同意した地域再生土地利用計画（以下「同意地域再生土地利用計画」という。）に従い、事業実施主体が、整備誘導施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合又は農地若しくは採草放牧地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に定める農地等の転用等に係る許可があつたものとみなす。

b. 同意地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の用に供する土地を、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）から除外するために行う農用地区域の変更については、同法第 13 条第 2 項に定める農用地区域からの除外要件を適用しない。

c. 市街化調整区域内において同意地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の建築の用に供する目的で行われる開発行為は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 34 条第 14 号に掲げる開発行為とみなす等。

⑧ 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

法第 17 条の 13 により、法第 5 条第 4 項第 6 号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第 16 項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法第 17 条の 7 第 9 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定により

公表された地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部の区間又は区域が存する自家用有償旅客運送者（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送を行う者をいう。）は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物（その集貨又は配達が認定地域再生計画に記載されている集落生活圏において行われるものに限る。）を運送することができるものとする。

⑨ 遊休工場用地等に導入する産業の特例

法第 17 条の 14 により、認定地域再生計画に記載されている法第 5 条第 4 項第 7 号に規定する事業において遊休工場用地等に導入される工業等（農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）第 2 条第 2 項に規定する工業等をいう。）以外の産業は、同法の適用については、工業等とみなすこととする。

4 の 6）中「事業を記載」を「事業が記載」に改める。

4 の 7）①中「二」を「ニ」に改める。

5 の 1）中「一般財団法人」の下に「その他の営利を目的としない法人」を加える。

5 の 2）②中「地域再生伝道師」の下に「等外部専門人材」を加え、同③中「対して」の下に「、地方公共団体による地方創生の取組の相談窓口である地方創生コンシェルジュ制度を設けるとともに」を加え、同④中「推進ため」を「推進のため」に改め、「公表する」の下に「とともに、地方公共団体が客観的なデータに基づき、自らの地域の現状と課題を把握するため、「地域経済分析システム（RESAS）」を提供する」を加える。

別表を別紙 1 のように改める。

別紙 1

別表（地域再生計画と連動する施策）

（※１）プログラム分類の欄について、「雇用再生」は地域の雇用再生プログラム、「つながり」は地域のつながり再生プログラム、「再チャレ」は地域の再チャレンジ推進プログラム、「交流連携」は地域の交流・連携推進プログラム、「産業活性」は地域の産業活性化プログラム、「知の拠点」は地域の知の拠点再生プログラム、「温暖対策」は地域の地球温暖化対策推進プログラム、「その他」は各プログラムに属さない横断的に地域再生に役立つ施策群。

（※２）特定政策課題の欄について、地域再生基本方針３の３）特定政策課題の具体的テーマの設定①のイを「健康まちづくり」、①のロを「郊外団地再生」、①のハを「中山間地域」、②のイを「６次産業化」、②のロを「再生可能エネルギー」としている。

施 策 名	施 策 概 要	府 省 庁 名	プログラム分類								特定政策課題のテーマ分類				
			雇用再生	つながり	再チャレ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	健康まちづくり	郊外団地再生	中山間地域	６次産業化	再生可能エネルギー
地域再生基盤強化交付金	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う。	内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省								◎	◎	◎	◎	◎	◎
地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給する。	内閣府	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎					
特定地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている特定政策課題の解決に資する事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給する。	内閣府	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
社会福祉の増進に資する事業等を行う株式会社に対する投資促進税制	特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を集めるための税制上の優遇措置を講じ、対象事業の充実を図る。	内閣府		◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
特定地域再生事業に係る地方債の特例	施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公用施設については、老朽化等による危険性の増大や一定の維持管理コストの発生が見込まれるため、特定政策課題の解決に資する当該施設の除却について、支援措置を講ずる。	内閣府 総務省								◎	◎	◎	◎	◎	◎
地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例	地方において本社機能の強化を行う地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定事業者等に対して、債務保証、課税の特例及び減収補てんの特例措置を講ずる。	内閣府 総務省 厚生労働省 経済産業省	◎				◎								
地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置	市町村が、認定地域再生計画に記載された①基幹集落に生活サービス機能を集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成に関する事項 ②農地の保全及び利用に関する事項について、協議会での協議を経て地域再生土地利用計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について農地転用許可、農用地区域の変更基準及び開発許可の特例措置を講ずる。	内閣府 農林水産省 国土交通省	◎	◎		◎	◎						◎	◎	◎
自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例	基幹となる集落に機能・サービスを集約し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」を形成する場合に、持続可能な地域公共交通の形成及び物資の流通の確保に資するため、市町村が地域再生計画を作成し認定を受けた場合に、自家用有償旅客運送者による少量貨物の運送を可能とする。	国土交通省				◎							◎		
地域再生戦略交付金	地域の創意工夫による地域の課題解決を後押しする仕組みとして認定地域再生計画に記載されている事業で、既存の補助等制度の対象事業と一体的に実施することで効果が高まるものを支援するため、予算の範囲内で交付金を交付する。	内閣府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地域における男女共同参画促進総合支援事業	地域における様々な課題解決のための実践的な活動に関する先進事例の収集・分析・提供やアドバイザー派遣等による総合的な支援を行う。なお、アドバイザー派遣の選定に当たって、地域再生計画の認定を受けているものについては、一定の配慮を行う。	内閣府		◎		◎					◎	◎	◎	◎	

施 策 名	施 策 概 要	府 省 庁 名	プログラム分類								特定政策課題のテーマ分類					
			雇用 再生	つな がり	再チ ヤレ	交流 連携	産業 活性	知の 拠点	温暖 対策	その他	健康ま ちづく り	郊外回 地再生	中山間 地域	6次産 業化	再生可 能エネ ルギー	
地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業	「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）では、国が講ずるべき支援措置の1つとして「投資家教育プロジェクトとの連携」が盛り込まれているところである。この事業は、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、金融庁職員を講師として派遣するなどの支援を行う。	金融庁					◎									
中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。	経済産業省 金融庁					◎									
公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	既存の公共施設を地域活性化事業が目的とする地域の活性化を図るための施設に転用するための増改築等のリニューアル事業で、認定地域再生計画に位置付けられた場合には、地域活性化事業債の対象とする。	総務省								◎						
ふるさと融資の限度額拡大	地方公共団体が（財）地域総合整備財団の支援を得て、地域振興に資する民間事業活動等を対象として行うふるさと融資について、「地域再生支援利子補給金」又は「特定地域再生支援利子補給金」の支援措置を活用した地域再生計画の認定を受けた地域に対しては、一般の地域よりも有利な融資限度額を適用する。	総務省	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
過疎地域等自立活性化推進交付金	過疎地域における喫緊の諸課題に対応するためのソフト事業を行う過疎地域等自立活性化推進事業、過疎地域の集落再編を図るための過疎地域集落再編整備事業、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備を行う過疎地域遊休施設再整備事業及び集落の継続的な維持・活性化を図るための過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業について、その経費の全部又は一部を交付する。	総務省		◎		◎	◎					◎	◎			
公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく先買い制度により取得された土地を供することができる事業の対象に、当該土地が取得後10年を経過している等の要件を満たす場合に限り、認定地域再生計画に記載された事業を追加する。	総務省 国土交通省								◎						
外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業	質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者であって、我が国への貢献が認められる者については、永住許可要件（在留実績期間）の緩和を行うこととする。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	法務省					◎	◎								
外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業	質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者については、入国・在留諸申請の優先処理を行うこととする。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	法務省					◎	◎								

[illegible]

施 策 名	施 策 概 要	府 省 庁 名	プログラム分類								特定政策課題のテーマ分類				
			雇用 再生	つな がり	再チ ヤレ	交流 連携	産業 活性	知の 拠点	温暖 対策	その 他	健康ま ちづく り	郊外回 地再生	中山間 地域	6次産 業化	再生可 能エネ ルギー
6次産業化ネットワーク活動交付金	農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の創意工夫を活かしながら、多様な事業者によるネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援する。	農林水産省				◎	◎	◎						◎	
農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	農林水産・食品分野の成長産業化に向け、提案公募方式により、基礎段階から実用化段階までの研究開発を継ぎ目なく支援。研究評価の結果優れた研究課題は、移行審査を経て次の研究段階へ移行。地域再生法において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」に位置づけられた研究課題については、採択に当たって一定程度配慮する。	農林水産省					◎	◎						◎	◎
都市農村共生・対流総合対策	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する、集落連合体による地域の取組や、市町村が中心となった地域資源を活用して山村の所得や雇用の増大を図る取組を支援する。当該取組が地域再生計画に位置付けられている場合、公募・選定に当たり配慮する。	農林水産省	◎	◎	◎	◎	◎						◎	◎	
都市農業機能発揮対策事業	都市農業の新たな取組である福祉農園の全国展開を図るため、普及のモデルとなる福祉農園の整備、職員の育成・普及活動を支援する。当該取組が地域再生計画に位置付けられている場合、公募・選定に当たり配慮する。	農林水産省	◎	◎	◎	◎				◎				◎	
地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成	地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場（共通プラットフォーム）を活用し、必要に応じて、国の出先事務所・支局等も活用しつつ、地方支分部局の担当課長等からなる「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となって具体のプロジェクトの実現を支援する。	国土交通省 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 内閣府							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成	地域の諸課題（社会インフラの老朽化、少子高齢化、気候変動に伴う災害など）の解決に資するための研究開発のテーマを国が示し、そのテーマに対し、民間企業や大学等の研究開発提案を公募し、より効果的・効率的な研究開発に対し助成を行う競争的資金制度。産学官の連携等により、地域が抱える建設技術に関する課題解決に対して先駆的に行う研究開発であり、かつ、他地域への応用性のある建設技術の研究開発課題を対象に公募を実施。地域再生計画に位置づけられたものについて配慮する。	国土交通省						◎				◎	◎		
訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）	現地消費者に向けて直接情報発信をする市場の拡大（シンガポール、タイ、マレーシアを追加）を行い、首都圏空港の発着枠拡大等と連動させた訪日プロモーションの展開、また、国際会議等（MICE）の誘致・開催を促進するため、我が国のMICE競争力の強化に集中的に取り組むほか、訪日外国人の受入環境整備を推進する。 ※MICE(Meeting,Incentive,Convention,Exhibition/Event)	国土交通省	◎	◎		◎	◎	◎						◎	
「コミュニティ・レール」化への支援（幹線鉄道等活性化事業（形成計画事業））	潜在的な鉄道利用ニーズが大きい地方都市やその近郊路線等について、地域公共交通網形成計画の枠組みを活用して、地域鉄道の利用促進や地域の活性化を図るべく、鉄道の利便性向上のための施設整備を支援する。	国土交通省				◎									
地域公共交通確保維持改善事業	多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。	国土交通省				◎		◎		◎	◎	◎	◎		
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	人口減少や高齢化が先行・加速する地方の条件不利地域（過疎、山村、半島、離島、豪雪の各地域）において、基幹集落に暮らしの安心を支える複数の生活サービスや地域活動を集めた「小さな拠点」の形成に資するため、市町村等が行う、将来の生活圏のあり方、全体構想の検討の他、必要となる既存の公共施設を活用した施設改修等に所要の補助を行い、もって地方における集落の活性化を支援する。	国土交通省								◎			◎		

施 策 名	施 策 概 要	府 省 庁 名	プログラム分類								特定政策課題のテーマ分類				
			雇用 再生	つな がり	再チ ヤレ	交流 連携	産業 活性	知の 拠点	温暖 対策	その 他	健康ま ちづく り	郊外田 地再生	中山間 地域	6次産 業化	再生可 能エネ ルギー
遊休工場用地等に導入する産業の特例	未利用の土地を有効活用し、農村地域における雇用創出を図るため、遊休工場用地等（農村地域工業等導入促進法（農工法）に基づいて整備された工場用地等のうち、一定期間（５年）以上同法に基づく工業等の用に供されていないもの）に、工業等以外の産業を導入する事業を記載した地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該地域再生計画に記載されている産業を農工法における工業等とみなす農工法の特例措置を講ずることとする。	農林水産省	◎				◎							◎	
地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用の許可等の特例	農林水産業の６次産業化に資する施設の整備が図られるよう、地域農林水産業振興施設を整備する事業を定めた地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受けた市町村が、協議会での協議を経て地域農林水産業振興施設整備計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について、農地転用許可、農用地区域の変更基準等の特例措置を講ずることとする。	農林水産省					◎							◎	◎
構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例	地方公共団体が複数の計画を一体的に作成しやすくなるとともに、事務負担の軽減を図るため、地域再生計画に構造改革特別区域法、中心市街地活性化法又は企業立地促進法の事業に関する事項を記載して申請した場合、地域再生計画の認定を受けたときは、上記の各法律に基づく計画の認定等があったものとみなす。	内閣府 経済産業省					◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎
補助対象施設の有効活用	補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、法第18条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとして取り扱い、転用を認めることとする。用途や譲渡先について差別的な取り扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。	全府省庁								◎	◎	◎	◎		